

政令第 号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第六項、第七条第五号、第二十四条第三項（同法第二十五条第三項及び第二十八条第四項（これらの規定を同法第五十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。））、第四十一条第三項、第四十二条第一項第二号並びに第四十四条第二号、第五号及び第七号（これらの規定を同法第四十六条第三項において準用する場合を含む。））、同法第五十条第二項において準用する同法第十八条第一項及び第十九条並びに同法第五十条第一項第六号、第五十九条第二項第二号、第六十一条第六項第六号、第六十六条及び第七十三条第四項、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の七第二項、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の四第二項第二号、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二十六条第一項第八号ニ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百十四条第五項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平

成十九年法律第二十二号) 第二十二條第九項及び第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第一条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条を第十九条とする。

第十一条第一項中「第四十九條第三項」を「第七十三條第三項」に、「第四十條の二第五項」を「第五十八條第五項及び第六十條」に改め、「第三十三條」の下に「(法第五十七條において準用する場合を含む。第四項において同じ。)」を加え、「第四十條第一項並びに第四十條の二第二項、第四項、第七項及び第八項」を「(法第五十七條において準用する場合を含む。以下この條において同じ。)、第四十條第一項、第四十七條第一項、第四十八條第一項、第五十一條第一項、第五十四條第一項、第五十八條第二項、第四項及び第七項から第九項まで、第五十九條第二項及び第五項並びに第六十一條第二項から第五項まで」に、「又は特例事業者」を「、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者(以下この條において「不動産特定共同事業者等」という。)」に改め、同項ただし書中「及び第四十條の二第八項」を「、第五十一條第一項、第五十四條第一項、第五十八條第七項及び第九項並びに第

六十一条第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第四十条の二第八項」を「第五十八条第九項」に、「不動産特定共同事業者若しくは特例事業者」を「不動産特定共同事業者等」に、「又は不動産特定共同事業者」を「又は不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）」に、「不動産特定共同事業者から」を「不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）から」に改め、同条第三項中「不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者」を「不動産特定共同事業者等又は不動産特定共同事業者等（特例事業者等（特例事業者を除く。））」に、「不動産特定共同事業者から」を「不動産特定共同事業者等（特例事業者を除く。）から」に改め、同条第四項中「並びに第四十条の二第二項、第四項、第七項及び第八項」を「第四十七条第一項、第四十八条第一項、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第二項、第四項及び第七項から第九項まで、第五十九条第二項及び第五項並びに第六十一条第二項から第五項まで」に、「不動産特定共同事業者又は特例事業者」を「不動産特定共同事業者等」に改め、同項ただし書中「及び第四十条の二第八項」を「第五十一条第一項、第五十四条第一項、第五十八条第七項及び第九項並びに第六十一条第三項及び第五項」に改め、同条第六項中「不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者」を「不動産特定共同事業者等又は不動産特定共同事業者等（特例事業者を

除く。)に、「不動産特定共同事業者から」を「不動産特定共同事業者等(特例事業者を除く。)から」に改め、同条を第十八条とする。

第十条第一項中「第四十六条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条第二項中「第十条第三項」を「第十七条第三項」に、「第十条第五項」を「第十七条第五項」に改め、同条を第十七条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「第四十六条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「(信託業務を兼営する金融機関等に関する特例)」を付する。

第八条中「第四十五条」を「第六十六条」に、「若しくは特例事業者」を「小規模不動産特定共同事業者、特例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者」に改め、同条の表第五条第一項第三号及び第二項第三号、第七条第四号、第八条の二、第九条第二項、第十六条第一項、第十七条、第二十九条、第四十条の二第二項第三号、第五十五条第二号並びに附則第二条第二項及び第七項の項中「第十六条第一項」、「第十七条」及び「第二十九条」の下に「(第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「第四十条の二第二項第三号、第五十五条第二号」を「第四十二条第一項第三号及び第二項第三号、第四十条第六号(第四十六条第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条、第四十六条第二項、第五

十八条第二項第三号、第五十九条第二項第三号、第八十三条第二号」に改め、同表第十八条第一項の項中「第十八条第一項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表第十九条の項中「第十九条」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第十五条とする。

第七条中「第四十条の二第二項第二号」を「第五十八条第二項第二号」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（適格特例投資家限定事業者の使用人）

第十四条 法第五十九条第二項第二号及び第六十一条第六項第六号の政令で定める使用人は、適格特例投資家限定事業者の使用人で、適格特例投資家限定事業に関し次に掲げる事務所の代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、適格特例投資家限定事業に係る契約を締結する権限を有する使用人を置くもの

第六条中「第十九条」の下に「（これらの規定を法第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第七条とし、同条の次に次の五条を加える。

（不動産特定共同事業者による書面の交付に代わる情報通信の技術を利用した提供）

第八条 不動産特定共同事業者は、法第二十四条第三項（法第二十五条第三項及び第二十八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二十四条第三項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供を受ける申込者に対し、その用いる同項に規定する情報通信の技術を利用する方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た不動産特定共同事業者は、当該申込者から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申込者に対し、法第二十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申込者が再び前項の規定による承諾をした場

合は、この限りでない。

（小規模不動産特定共同事業者の登録の更新の申請期間）

第九条 法第四十一条第三項の政令で定める期間は、同条第一項の登録の有効期間の満了する日の前日の三月前の日から二月前の日までとする。

（小規模不動産特定共同事業者の使用人）

第十条 法第四十二条第一項第二号、第四十四条第五号（法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十二条第一項第六号の政令で定める使用人は、小規模不動産特定共同事業者の使用人で、小規模不動産特定共同事業に関し次に掲げる事務所の代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、小規模不動産特定共同事業に係る契約を締結する権限を有する使用人を置くもの

（登録に係る資本金又は出資の額）

第十一条 法第四十四条第二号（法第四十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める金

額は、いずれの小規模不動産特定共同事業の種別についても、千万円とする。

（小規模不動産特定共同事業者による書面の交付に代わる情報通信の技術を利用した提供）

第十二条 第八条の規定は、小規模不動産特定共同事業者に準用する。この場合において、同条中「第二十四条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十四条第三項」と、同条第一項中「第二十五条第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する法第二十五条第三項」と読み替えるものとする。

第五条第一項第一号中「第二条第三項各号」の下に「（小規模不動産特定共同事業者の不動産特定共同事業契約約款にあつては、同項第一号及び第二号）」を加え、同項第八号中「不動産特定共同事業者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者」を加え、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条中「第六条第六号」を「第六条第十号」に改め、同条を第四条とする。
第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（小規模不動産特定共同事業に係る出資の価額及び当該出資の合計額）

第二条 法第二条第六項第一号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定

める金額とする。

一 事業参加者が行う出資の価額 百万円（当該事業参加者が特例投資家である場合にあつては、一億円）

二 事業参加者が行う出資の合計額 一億円

2 法第二条第六項第二号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 事業参加者が行う出資の価額 百万円（当該事業参加者が特例投資家である場合にあつては、一億円）

二 事業参加者が行う出資の合計額 一億円（不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を委託する特例事業者が二以上あり、かつ、それぞれの特例事業者につき事業参加者が行う出資の合計額が一億円を超えない場合にあつては、十億円）

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「第四十七条第三項」を「第六十九条第三項」に改める。

一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第十五号

二 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）第七条

三 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第十四号

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第三条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四の十第五項の表不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者の項中「不動産特定共同事業者」の下に「及び同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者」を加え、「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第四条 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第五号中「若しくは同条第七項に規定する特例事業者又は同条第八項」を「同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者、同条第九項に規定する特例事業者若しくは同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者と同条第十二項に規定する事業参加者との共有となるもの又は当該

不動産特定共同事業契約に係る同項」に改める。

(特定商取引に関する法律施行令の一部改正)

第五条 特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三十八号中「提供」の下に「及び同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者が行う同条第六項に規定する役務の提供」を加える。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第六条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表百五の項の次に次のように加える。

百五の二 不動産特定共同事業	1 不動産特定共同事業法第四	六万円
法第四十一条第一項及び第三	十一条第一項の規定に基づく	
項の規定に基づく小規模不動	小規模不動産特定共同事業の	
産特定共同事業の登録に関する	登録の申請に対する審査	

る事務

2 不動産特定共同事業法第四
十一条第三項の規定に基づく
小規模不動産特定共同事業の
登録の更新の申請に対する審
査

六万円

(確定拠出年金法施行令の一部改正)

第七条 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第十八号中「(一の)」を「、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者(それぞれ一の)」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正)

第八条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成二十年政令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「不動産特定共同事業者(」を「特定不動産特定共同事業者等(」に、「第二条第

七項」を「第二条第九項」に改め、同条第三項中「不動産特定共同事業者に」を「特定不動産特定共同事業者等に」に改め、同条第六項及び第七項中「不動産特定共同事業者」を「特定不動産特定共同事業者等」に改め、同条第八項中「不動産特定共同事業者」を「特定不動産特定共同事業者等」に改め、「許可」の下に「又は同法第四十一条第一項に規定する都道府県知事の登録」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

（都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

2 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条のうち不動産特定共同事業法施行令第六条第一号の改正規定中「第六条第一号」を「第七条第一号」に改める。

理由

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、小規模不動産特定共同事業に係る出資の価額を定める等不動産特定共同事業法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。